

二〇二四年度

二月一日午後入試

国語 (45分)

注意

- 1 開始の「チャイム」が鳴るまでは、中を見てはいけません。
- 2 答えはすべて解答题紙の解答らんには、はっきり書きなさい。
- 3 終わりの「チャイム」が鳴ったら、とちゅうでもやめなさい。
- 4 問題のページは、2-1 から 2-11 まであります。

政府のもとで統一しておこなわれるようになる^③、こうしたまちまちの制度でやっていくわけにはいかなくなり、対応が迫られるようになったのです。

貧困者の救済を担当していたのは内務省という官庁でした。一八七三年に設置されたこの省は、現在でいえば総務省や国土交通省、厚生労働省、警察庁をあわせたような、広い範囲の国内行政を管轄する官庁でした。設置もない一八七四年六月、内務省は、政府の最高意思決定機関である太政官（現在でいえば内閣に相当します）に、恤救規則制定の提案をおこないます。しかし、内務省の当初の考えは、この規則は内務省の内部の規則にとどめ、一般に知らされるものにはしないというものでした。困窮者の救助について、各地の府県から個別に問い合わせがあった際に、この規則に照らして内務省が判断する、という手続きが考えられていたのです。これには大蔵省（現在の財務省に相当）が異論をとなえ、太政官はこの規則を、各地の府県に明示するという決定を下します。この結果出されたのが恤救規則なのです。

^④内務省の当初の考えと異なって、規則は秘密にされたわけではありません。しかし、規則の存在が周知されたのはあくまで府県までです。国民一人ひとりに「こうした制度がありますよ」と広報されるようなことはありませんでした。

制定の経緯から推測がつくことですが、内務省の対応はむしろ逆でした。^⑤規則制定の翌年、一八七五年七月に、内務省は、恤救規則の適用にはどのような調査が必要か、という規則を別途に制定しています。内務省は、この規則のなかで次のように述べています。「恤救規則の適用対象となる者は、どんな仕事もすることができず、大変貧しくて、誰も頼る者がいない者に限られる。仮に七〇歳以上であったり、障がい者であったりしても、何らかの仕事ができるのであれば対象とはならない。よく実際の状況を調査すること。また、これまで隣近所で面倒を見てきた者については、恤救規則の対象とはならない」。内務省は、当初から、恤救規則という制度の利用をどれだけ制限するかに力を入れていたのです。また、救助を、貧困者の隣近所の住民に押し付けようとしていたこともわかります。

^⑥なぜこのような制限が必要となったのでしょうか。内務省によれば、その理由は、この規則が各府県に周知されてしまったことにあります。規則の制定以来、各地方から、恤救規則による救済をもとめる申請が相次ぎ、これらをすべて認めていては、政府の財政がもたなくなってしまうというのが内務省の言い分です。

つまり、当時の政府が、救済を受けるものの資格を厳しく制限したことの、とりあえずの理由は「カネがなかったから」です。

しかし、「カネがない」という言葉が便利な言い訳であるのは、いまも昔もかわりません。なぜ政府にはカネがないのか。あるいは、限られたカネのなかで、ほかの支出より貧困者の救済があとまわしになるのはなぜなのか。もうすこしその背景を考えてみる必要があります。

● 窮民救助法案の挫折

一八八九年二月一日、大日本帝国憲法が制定されました。この憲法には、日本国憲法第二十五条に相当する条文が存在しないことはさきに述べました。^⑦

一方、この憲法によって、法律を制定するためには、帝国議会の賛成を得ることが必要になりました。帝国議会は衆議院・貴族院の二つの議院から成り立ちますが、このうち衆議院議員は選挙によって選ばれます。

一八九〇年一月、最初の帝国議会に、政府は恤救規則にかわる法律の案、「窮民救助法案」を提出しました。つまり、恤救規則の制定から一六年がたち、政府も恤救規則の内容には問題を感じるようになっていたのです。ところが、この法案は、選挙で選ばれた国民の代表であるはずの議員たちによって否決されて

しまします。その経緯から、明治日本で、生活困窮者を助けることへの抵抗がいかに強かったかを見たいと思います。

まず提出された法案の内容です。窮民救済法案が対象としていたのは、障がい者、病氣、高齢、その他のため、自分の力で生計が立てられず飢え死にしそうなもの、および養育者のいない孤児や捨て子です。これを恤救規則の規定と比べると、窮民救済法案には、「独身」の条件がなくなっていることがわかります。戸籍上の家族がいても、実際に飢餓に瀕している人は救済するということを目指していたのです。それでも飢餓に直面するまでは救済しないわけですから、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障からはほど遠いのですが、恤救規則の制限を緩和することがねらいだったことは間違いありません。

そして、恤救規則との大きな違いの一つは、市町村に対して救助の責任を負わせたことです。恤救規則では、生活困窮者の救済に公の機関は一切責任を負わず、人びとがお互いに助け合うのが本来の姿とされていきました。窮民救済法案では、市町村などの地方自治体には、その地域のなかにいる困窮者を救助する義務がある、とされたのです。

なぜ政府は、このような法案をつくったのでしょうか。帝国議会で、法案の説明に立った内務省の白根專一という役人は次のような説明をしています。恤救規則は救済の条件が厳しいため、実際には、生活に困窮した人は、地域の人びとが自主的におこなう救済に頼ることになります。いわば、チャリティー、慈善に依存することになるわけです。ところが、こうした慈善に頼ることには大きな問題があると白根はいいます。それは地域間で差が生じてしまうということです。たとえば大金持ちがいる地域では、気前よく困窮者が救われるのに対し、そうした金持ちがいないほかの地域では、困窮者がたくさんいても救済が十分におこなわれないといったことがおこるといいます。前者の地域ではそれほど困っていない人でも救済対象となり、後者の地域では本当に困っている人も救済が受けられない人が出てくるということになります。そのため、ある程度救済する人の幅を広げ、法律によって、あらかじめ救済の基準を定めておく必要があるということです。しかし、こうした政府側の説明は、衆議院議員たちの支持を集めることがほとんどできませんでした。議員たちの多くは、法案は必要ない、と考えたのです。議場での議員たちの発言を整理してみると、法案に反対する理由は大きく三つに分かれます。

⑩ 第一の理由は、自治体に困窮者を救う「義務」があるならば、困窮者には「権利」があることになってしまふ、という議論です。繰り返し述べているように、「健康で文化的な最低限度の生活」が、国民の権利としてみとめられていない当時、救済を受ける権利をみとめることには強い抵抗があったのです。議員たちは、そうした権利をみとめることは理にかなっていないと考えました。なぜなら、困窮に陥ったのは、その本人が、働き、貯蓄をするという努力をおこたった結果だと考えたからです。本人が怠けた結果である貧困を、税金として集めたみんなのお金をつかって解決するのはおかしい、貧困は自己責任であって、社会の責任ではない。むしろ、こうした法律をつくってしまえば、人びとは万一に備えて貯蓄することをしなくなり、怠け者が増えてしまう。議員たちはこのように主張しました。

第二の理由は、問題に対処するのは恤救規則で十分であって、新しい法案は必要ない、というものです。第一の理由で述べたように、貧困が自己責任であったとしても、みんなのお金をつかって困窮者を救済することが必要な場合は存在する、とある議員は主張しています。それは、困窮者が追い詰められて、犯罪に走ったり、暴動をおこしたり、過激な思想をもったりするようになる時だ、ということです。こういう場合には、貧困によって社会の秩序が乱されるので、税金で貧困者を救助することが必要になるが、この議員の考えによると、その当時の日本ではそのような深刻な状況は生じていないといえます。これは、恤救規則で、貧困

⑪ 問題には十分対応できているということの意味しているので、新しい法律は必要ない、というのです。

第三の理由は、そもそも貧しいといえれば日本人はみな貧しい、という主張です。仮に自治体のカネをつかって困窮者を救済することになれば、それ以外の人びとがその分の負担を負うことになります。しかし、それ以外の人びとも、それほど生活に余裕があるわけではないのだから、そうした負担を負わせるのは適切とは言えない、という議論です。

窮民救助法案に賛成した数少ない議員の一人に鈴木万次郎という人物がいました。彼は医師でした。鈴木は独自の計算によって、一八八三年から一八八七年までの五年間に、一年平均で約四〇〇〇〇人が、餓死、自殺など、貧困によって死亡していると主張しました（なお、当時の日本の総人口は約四〇〇〇万人です）。しかし、鈴木が発言は議員の多数の意見を変えることはできませんでした。ある議員は、鈴木が発言に対して「我邦四千万の人口に対して、貧民そのほかが断じて自分は多いとは考えませぬ」とまで述べています。

こうして、政府が提出した窮民救助法案は衆議院で否決されました。この後も、恤救規則に代わる法案は何度も議会に提出されましたが、いずれも成立にいたりませんでした。

結果として、貧弱な内容しかもたない恤救規則は残りつづけます。ようやく一九二九（昭和四）年、「救護法」が成立して、恤救規則は廃止されます。救護法によって、市町村は生活困窮者を助ける義務を負うこととなりますが、財源不足が理由で、救護法はすぐには施行されませんでした。実際に施行されたのは、三年後の一九三二年のことです。

なぜ、衆議院議員たちはこのように貧困に冷たかったのでしょうか。理由の一つとして考えられるのは、当時の衆議院議員選挙は、財産による制限選挙であったということです。最初の選挙で、衆議院議員の選挙権をもっていたのは、直接国税一五円以上を納める二五歳以上の男子に限られていました。この基準を満たす選挙権者は当時の人口のパーセント強にすぎません。豊かな人たちが選んだ議員たちに、貧しい人の利害は反映されにくい、というのは当然かもしれません。

⑬ しかし、私には、それだけでは割り切れないものがあるように感じられます。議員たちが窮民救助法案に反対した理屈は、まとめていえば「貧しいのは努力が足りないから」「餓死に追い込まれるぐらいならその前に自分で貯蓄をしておけ」「つらいのはお前だけじゃないんだ」というものです。この理屈は、この章の最初でみた、現代の日本の生活保護バッシングでも同じではないでしょうか。そして、「日本の財政にはそんな余裕はない」、こんな言い方もまた社会保障費を削減しようとするときに、現代でもつかわれる理屈ではないでしょうか。

問題はもうすこし根深いように思われます。考えてみなくてはならないのは、議員たちに弱者を切り捨てようとした言葉を吐かせているのは、どのような社会のあり方なのかということでしょう。このあとの二つの章で、そのことについて考えてみたいと思います。

（松沢裕作『生きづらい明治社会——不安と競争の時代』より）

※（注）この生活保護法

本文の直前で生活保護法について述べられており、それを受けた表現。生活保護法とは「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めた法律。

日本国憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権を保障した条文。

ここまで私たちは、明治時代の社会が、かなり厳しい社会であったことをみてきました。生き残りのために、人びとは必死に働かなければなりませんでした。一方、競争の敗者、経済的に失敗した人に対しては冷たい社会でした。「がんばればかならず成功する」という「通俗道徳」の考え方がひろまっていました。「成功するためにはがんばらなければならない」からといって、「がんばればかならず成功する」とは限らないので、「がんばったのに失敗した」あるいは「がんばったのに貧困から抜け出せない」人びとが膨大に発生します。しかし、そうした人びとはがんばりが足りなかったとみなされ、「ダメ人間」のレッテルが貼られてゆきます。

明治維新という大きな変革は、江戸時代の社会の仕組みを壊しました。江戸時代の村請制による連帯責任のように、相互に助けあうことを強いられていた人びとの結びつきはなくなり、できたばかりの小さくて弱い政府は頼りになりません。頼りになるのは自分の努力だけです。こうした状況のもとでは、ともかくも人はがんばってみるしかありません。がんばって成功した人は、自分の成功は自分のがんばりのおかげだと主張します。成功しなかった人は、あががんばりが足りなかったのだなあといいこむようになります。本当は、成功した人は運が良かっただけかもしれない、失敗した人は運が悪かっただけかもしれないとしても、私は、この本のなかで、こうした思考のパターンに人びとがはまりこんでゆくことを「通俗道徳のわな」と呼びました。

(松沢裕作『生きづらい明治社会 —不安と競争の時代—「おわりに」より)

※(注) 村請制

領主にはらう年貢(現在の税金のようなもの)を個人単位ではなく村単位ではらう制度。年貢をはらえない村人があらわれたとしても、村は同じ額の年貢を納める必要があったので、年貢をはらえない村人がでないようにしたり、助けたりすることが村全体の利益につながった。

問一 ――線①「恤救規則は、前文と五つの条文からなるごく短い法令です。」とありますが、「恤救規則」に関する説明としてあてはまらないものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 現在（二〇二四年）から約一五〇年前の明治期に制定され、現在の生活保護法のような役割をもった法令であった。

イ 憲法よりも前に制定された法令であり、条件を満たしている救助対象者に一定の食費を支給することを定めていた。

ウ 生活が困難になってしまった人を、人びとがおたがいに協力し合って手助けすることの大切さを述べたものであった。

エ 救助対象者となる人々は四種類に分類され、働けないことや一人暮らしであることが救済対象となる条件であった。

問二 ――線②「ここには、『健康で文化的な最低限度の生活』をおくる権利といった発想はまったくありません。」とありますが、どういうことですか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 「恤救規則」における生活困難者救済の方針は苦しんでいる人を一人も取り残さずに救うという思いやりに基づいており、権利や義務といった法令的な発想だけにしぼられたものではないということ。

イ 「恤救規則」は生活困難者を救済するために家族や地域社会が果たすべき義務や必要性を定めたものであり、生活困難者を対象とした法令というよりも周囲の人々を対象とした法令であるということ。

ウ 「恤救規則」における規定では働くことができずに頼る相手もない孤独な人を支援することだけが定められており、支援内容は定められていなかったので十分な救済になっていなかったということ。

エ 「恤救規則」は国家が人々の権利を積極的に守るという考え方を前提にしたものではなく、本来国家の仕事ではない生活困難者の救済を仕方なくやってあげるという考え方に基づいているということ。

問三 ――線③「こうしたまちまちの制度でやっていくわけにはいかなくなり」とありますが、これについて次の1・2の問いに答えなさい。

1 「まちまちの制度」とはどのような制度のことですか。解答さんの「救済制度。」につながるように「まちまち」という言葉をかえて十字以内で説明しなさい。

2 「こうしたまちまちの制度でやっていくわけにはいかなくな」ったのはなぜですか。三十五字以内で説明しなさい。

問四 ―― 線④ 「内務省の当初の考え」とはどのような「考え」ですか。それを説明した次の文の にあてはまる言葉を文中から二十五字以上三十字以内でぬき出し、その初めと終わりの三字を答えなさい。

「恤救規則」を という考え。

問五 ―― 線⑤ 「規則制定の翌年、一八七五年七月に、内務省は、恤救規則の適用にはどのような調査が必要か、という規則を別途に制定しています。」とありますが、内務省が「規則を別途に制定し」たのはどのような意図があったからですか。解答さんの「という意図。」につながるように四十字前後で説明しなさい。

問六 ―― 線⑥ 「なぜこのような制限が必要となったのでしょうか。内務省によれば、その理由は、この規則が各府県に周知されてしまったことにあります。」とありますが、「この規則が各府県に周知されてしまったこと」によってどのようなことが起き、「制限が必要となった」のですか。三十字前後で説明しなさい。

問七 ―― 線⑦ 「一方、この憲法によって、法律を制定するためには、帝国議会の賛成を得ることが必要になりました。」とありますが、これについて次の1・2の問いに答えなさい。

1 「この憲法」とは何のことですか。文中からぬき出して答えなさい。

2 「法律を制定するためには、帝国議会の賛成を得ることが必要にな」ったことで、生活困難者の救済制度をめぐる状況はどのようになりましたか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 政府が「恤救規則」にかわる新しい法案を提出したにもかかわらず、議会の賛成を得ることができなかったために生活困難者救済の新しい法案は成立しなかった。

イ 「恤救規則」にかわる新しい法案を作成する権限をめぐって政府と衆議院とのあいだで対立が生まれるとともに、生活困難者に対する社会の反感が高まった。

ウ 「恤救規則」の制度上の問題を政府に認めさせて新しい法案を提出させたものの、別の新たな問題点が浮かび上がって「恤救規則」自体が廃止された。

エ 「恤救規則」にかわる新たな法令の整備をめぐる議論を通して生活困難者自身の努力不足が明らかになり、生活困難者とはかの人びととの対立をまねいた。

問八 ———— 線⑧ 「恤救規則の制限を緩和することがねらいだったことは間違いありません。」とありますが、この時「緩和」しようとした「恤救規則の制限」とはどのような「制限」のことですか。それを説明した次の文の にあてはまる言葉を文中から一語でぬき出して答えなさい。

でなければならないという制限

問九 ———— 線⑨ 「生活に困窮した人は、地域の人びとが自主的におこなう救済に頼るようになります。」とありますが、「地域の人びとが自主的におこなう救済」にはどのような問題がありますか。解答らんの「という問題。」につながるように文中から十五字以内でぬき出して答えなさい。

問十 ———— 線⑩ 「自治体に困窮者を救う『義務』があるならば、困窮者には『権利』があることになってしまふ、という議論です。」とありますが、この「議論」の中で多くの議員はどのような主張をしましたか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 市町村が困窮する人を助ける義務を負うと地域の人びとによる自主的な救済がおこなわれなくなってしまう、かえって救済範囲がせまくなる。

イ 生活の困窮は自身が努力をおこたった結果によって発生する本人の責任であり、社会が責任を負って税金を使つてまでして助ける必要はない。

ウ 自治体に困窮者を救済させるには多くの税金が必要となるので、生活困窮者にも税金を払う必要が生じ、ますます生活が苦しくなってしまう。

エ 生活困窮者に権利を与えてしまうと、暴動をおこしたり過激な思想をもったりするような者も現れてしまい、社会秩序が乱れるおそれがある。

問十一 ———— 線⑪ 「第三の理由は、そもそも貧しいといえれば日本人はみな貧しい、という主張です。」とありますが、この「第三の理由」と同じような発想に基づいた発言は現代の日本でも見られます。次のア～エの中からこの「第三の理由」と同じような発想に基づいていると考えられる発言として最も適当なものの一つを選び、その記号を答えなさい。

ア 日本国内では日本人の労働者も苦勞して生活をしているのだから、貧困のために日本へやって来ている外国人の労働者に対して配慮や支援などをする必要はない。

イ 女性は正社員として採用したとしても、結婚による退職や出産育児にともなう休職が発生する可能性が高く、他の従業員の仕事の負担が増えて困るので雇用すべきでない。

ウ 正規雇用という制度は、会社の経営が苦しくなったとしても社員を簡単にクビにすることができないうえに非正規社員とくらべて経費もかかるので廃止した方がよい。

エ 少子高齢化が進んでいき、仕事もせずに年金を受け取る老人が増えていくと社会保障の負担が増えて財政が破綻してしまうので、老人は自分から社会を去るべきである。

問十一——線⑫「ある議員は、鈴木^{すずき}の発言に対して『我^{わが}邦^{くに}四千万の人口に対して、貧民^{ひんみん}そのほか^{ほか}が断じて自分^{自分}は多いとは考えませぬ』とまで述べています。」とありますが、「ある議員」の発言の趣旨^{しゅし}として最も適当^{適切}と考えられるものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 鈴木^{すずき}万次郎^{まんじろう}は一年に約四〇〇〇人が餓死^{がし}や自殺^{自殺}していると述べているが、貧困で苦しむ人の数とくらべれば多いとはまったく言えず、餓死者^{がし}や自殺者^{自殺}よりも貧困者の救助こそ優先するべきである。

イ 鈴木^{すずき}万次郎^{まんじろう}は貧困を原因とした死者数が一年で約四〇〇〇人いると独自に計算しているが、四〇〇〇万人の国民について正確に計算することは難しく、四〇〇〇人という試算は多すぎるのではないか。

ウ 鈴木^{すずき}万次郎^{まんじろう}は貧困によって餓死^{がし}や自殺^{自殺}する者が一年に平均で約四〇〇〇人いると計算しているが、日本の総人口四〇〇〇万からすれば多くはないので、貧民救助法案によって財源不足になることはない。

エ 鈴木^{すずき}万次郎^{まんじろう}は貧困を原因として一年平均で約四〇〇〇人が死亡していると述べているが、四〇〇〇人という人数は日本の総人口四〇〇〇万人の中では決して多いとは言えず、貧民救助法案は不要である。

——線⑬「しかし、私には、それだけでは割り切れないものがあるように感じられます。」とありますが、これについて次の1・2の問いに答えなさい。

1 「それ」とはどのようなことをさしていますか。それを説明した次の文の□□□□ A・Bにあてはまる言葉を□□□□ Aは五字以上十字以内、□□□□ Bは十五字以上二十字以内でそれぞれ文中からぬき出して答えなさい。

衆議院議員たちが貧困に対して冷たかったのは、□□□□ A □□□□であつたために、豊かな人たちによって議員が選ばれており、□□□□ B □□□□状況だったこと。

2 「私には、それだけでは割り切れないものがあるように感じられます。」とありますが、文章□□□□ I □□□□ II □□□□とを合わせて読んだときに、「議員たちが窮民救助法案に反対した」のは、どのような社会の状況があつたからだと考えられますか。次のア～エの中から最も適当なものを一つ選び、その記号を答えなさい。

ア 明治時代の政府はできただけで弱小だったために生活困難者を救済するのに十分な資金がなく、貧しい人びとを税金で救済することに反対する人たちを政府の方針に従わせるだけの権力も持ち合わせていなかったから。

イ 明治時代の政府には貧しい人を救うだけの財政的な余裕がなかつたうえに、明治維新という大きな変革によって江戸時代の人びとが大切にしてきた思いやりの精神が壊されてしまい、自分のことしか考えない人が増えたから。

ウ 明治時代には日本国憲法第二十五条のように人びとの生存権を保証した法令もなく、多くの人びとが成功と失敗は本人の努力の結果であり、困窮に陥ってしまったのは本人の責任であるという理屈にとらわれていたから。

エ 明治時代の生活困難者の多くは貧しい生活からぬけ出すための努力が足りていない状態であつたにもかかわらず、生活が苦しいのは運がなかつただけだと考えて自分で何とかしようとせずに政府を頼ってばかりいたから。

二 次の漢字と言葉に関する問いに答えなさい。

問一 次の①～⑤の——線部のカタカナを、それぞれ漢字に直しなさい。

- ① この恩はシユウセイ忘れません。
- ② 七十歳をコキという。
- ③ 身のケツパクを証明する。
- ④ 国語の授業でハイクをつくる。
- ⑤ 王様にチュウセイをちかう。

問二 次の①～④の——線部の漢字の読みを、それぞれひらがなで答えなさい。

- ① 額を集めて話し合う。
- ② 礼法の所作を習う。
- ③ 分別のある人。
- ④ 直ちに出発する。

問三 次の①・②の熟語の中には、ことばの組み立てから見て、他とちがっているものがそれぞれ一つずつあります。その記号を答えなさい。

- | | | | | |
|---|------|------|------|------|
| ① | ア 映写 | イ 決心 | ウ 幸福 | エ 消失 |
| ② | ア 無事 | イ 往復 | ウ 明暗 | エ 勝敗 |

問四 次の①・②の漢字と反対の意味を持つ漢字を の中に入れて、熟語を完成させなさい。

(例) 売 買

- | | |
|---|------------------------|
| ① | 公 <input type="text"/> |
| ② | 異 <input type="text"/> |

問五 次の①～④の文の——線の語がかかっている部分はどこですか。ア～エの中からそれぞれ一つずつ選び、その記号を答えなさい。

- | | |
|---|--|
| ① | 冬になると、 <u>かならず</u> わたしが <u>やった</u> <u>遊び</u> は <u>雪合戦</u> だ。 |
| ② | 友達の <u>きれいに</u> <u>まとめられた</u> <u>ノート</u> を <u>見せて</u> もらう。 |
| ③ | 電車が <u>駅に</u> <u>到着</u> すると、 <u>車内</u> から <u>ホーム</u> に <u>人があふ</u> れだした。 |
| ④ | わたしは <u>今でも</u> <u>あのころ</u> の <u>楽し</u> かった <u>出来事</u> を <u>覚</u> えている。 |